

環境生活部人権課

人権問題に関する三重県民意識調査分析結果について

1 調査の概要

(1) 調査の目的

県民の同和問題をはじめとする人権問題に関する意識を調査することで、前回調査（平成24年度）以降の意識の変化と新たな人権課題に対する意識を把握し、今後の人権行政推進のための基礎資料を得ることを目的に実施しました。調査結果は、「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」策定のための参考データとしても活用しました。

なお、当該意識調査は、昭和59年から概ね7年毎に実施しています。

第1回：昭和59年 第2回：平成3年 第3回：平成10年

第4回：平成16年 第5回：平成25年 第6回：令和元年

(2) 調査の概要

①調査期間 令和元年9月1日～9月15日

②調査対象 県内居住の20歳以上の男女3,000人（外国人を含む）

※住民基本台帳から無作為抽出

③調査方法 郵送による配付・回収（調査票による本人記入形式）

④回答状況 有効回答数1,146人（回答率38.2%）

⑤調査項目 三重県人権施策基本方針に掲げる各人権課題とともに、今日的な人権課題についても調査項目として設定しました。

(3) 調査結果の詳細分析

次の学識経験者からの意見を聞くとともに、質問間のクロス分析などを行いました。

・近畿大学人権問題研究所特任教授 奥田 均

・関西大学社会学部教授 内田 龍史

2 分析結果の概要

① 人権意識全般について

- 人権に関する条約・法律・条例等の認知度（「内容（趣旨）を知っている」と「あることは知っている」を合わせた割合）について最も高かったのは「世界人権宣言」で82.1%でした。また、平成28年度施行の「差別解消三法」の認知度は「障害者差別解消法」が57.3%、「ヘイトスピーチ解消法」が41.2%、「部落差別解消推進法」が53.0%でした。また、「人権が尊重される三重をつくる条例」の認知度は25.3%でした。「差別解消三法」を「内容（趣旨）まで知っている」は10%程度であることから、内容（趣旨）までの周知を継続していく必要があります。
- 「三重県は人権が尊重されている社会になっていると感じるか」について、「感じている」と「どちらかといえば感じている」を合わせた割合は23.4%でした。最近5年間に県や市町などが主催する人権に関する講演会・研修会に3回以上の参加経験がある人、人権問題の解決に熱心に取り組んでいる人と出会ったり話を聞いたりしたことがある人は、人権尊重社会だと感じる割合が高くなっています。

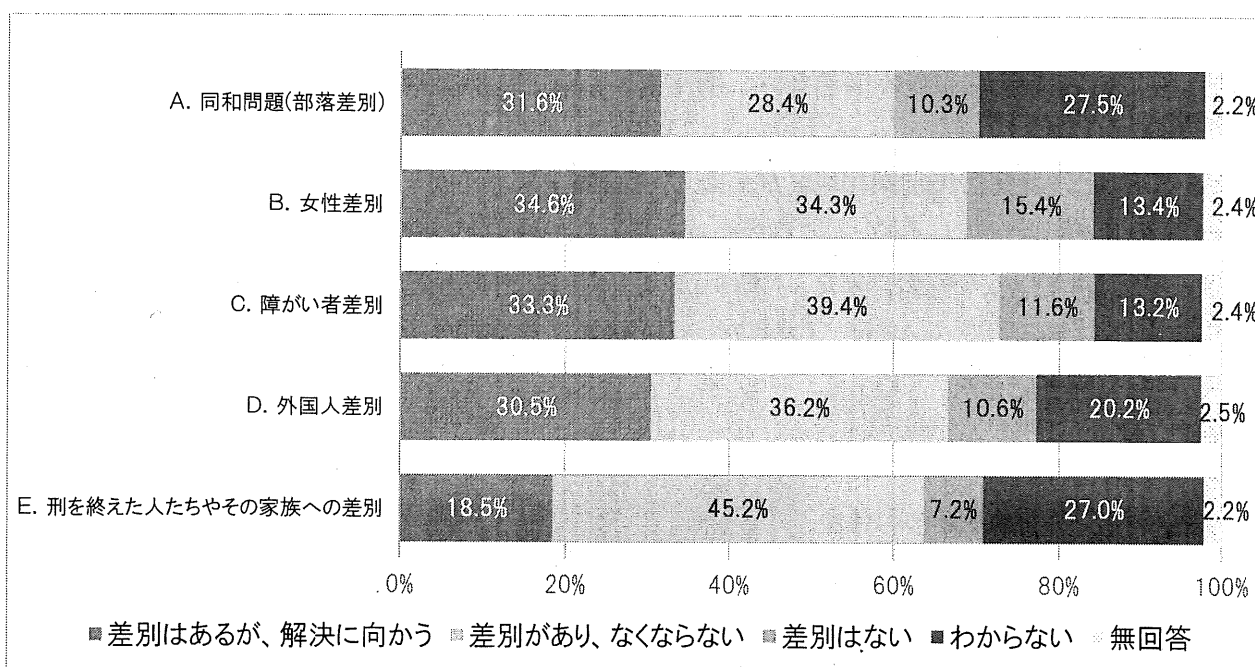
| | 3回以上の啓発等参加 | 出会い・話を聞いた経験有 |
|--------------------------|------------|--------------|
| 「感じている」「どちらかといえば感じている」 | 34.5% | 29.1% |
| 「どちらかといえば感じていない」「感じていない」 | 20.7% | 24.3% |

- 「差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである」という考え方に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は88.8%で、県民の多くが差別を否定する意識を持っています。この意識を行動に移していけるよう、啓発を進める必要があります。
- 「差別は法律で禁止する必要がある」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は68.2%となっており、前回調査の63.1%より5.1ポイント増えました。法律による差別禁止が必要と考える割合が高くなっています。
- 「人権問題とは差別を受ける人の問題であって、自分には関係がない」という考え方に対して、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合は74.1%でした。県民の多くは人権問題について自らも考えたり、向き合うべき問題との認識を持っていると考えられます。
- 差別や人権問題について、家族や友人と話し合うことが「よくある」と「ときどきある」を合わせた割合は54.2%でした。
- 「同和問題（部落差別）は、早急に解決されなければならない」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は66.1%でした。

- 「子育ての期間は、母親だけが育児に専念すべきだ」について、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合は84.5%で、前回調査より50.5ポイント増えました。男女の役割分担意識を肯定する割合が減少したことから、男女共同参画の考え方が浸透していると考えられます。
- 「障がい児・者に対する虐待は許されない」について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は92.8%でした。年齢階層別では80歳代以上が9.7ポイント低くなっています。
- 「外国人は仕事をする上で少々待遇が悪くても仕方がない」について、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合は60.2%でした。

② 人権問題についての現状認識となくなる見通し

- 同和問題（部落差別）、女性差別、障がい者差別、外国人差別について、「差別はあるが、解決に向かう」は30.5～34.6%となっています。また、「刑を終えた人たちやその家族への差別」は18.5%となっています。今後も、人権問題への現状認識となくなる見通しを持つことができる学習・啓発が必要です。



- 生育歴と同和問題（部落差別）のなくなる見通しとのクロス集計では、三重県内で過ごした層の方が、「差別はあるが、解決に向かう」を選択する割合が高く、三重県外で過ごした層では「わからない」の割合が高くなっています。

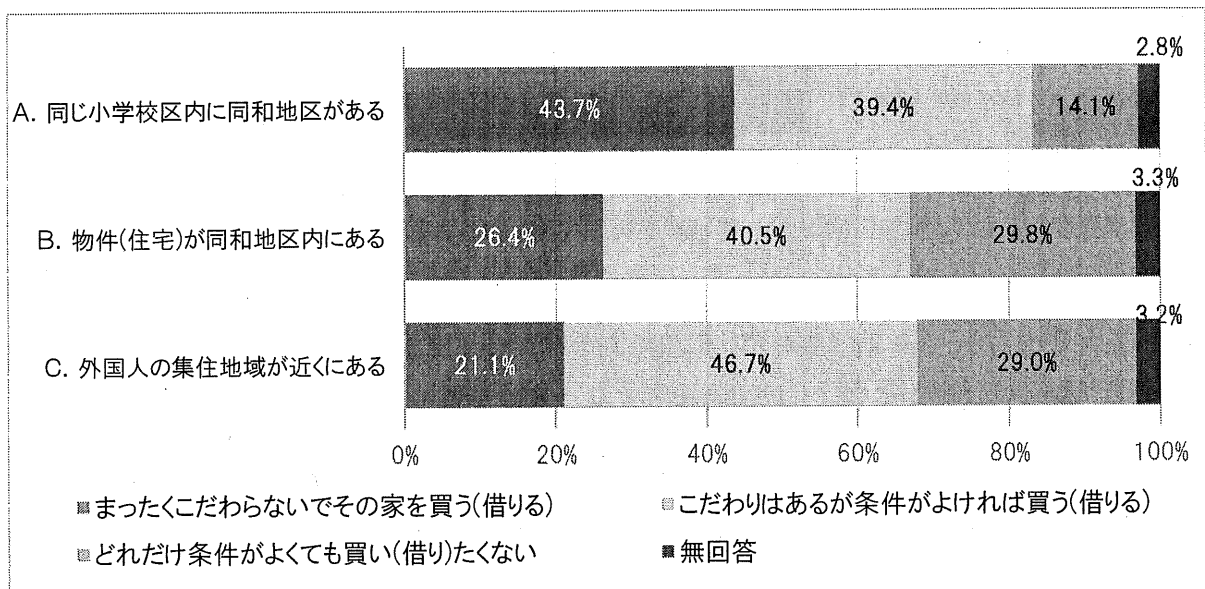
| | 差別はあるが、 解決に向かう | 差別があり、 なくなる | 差別はない | わからない |
|------|-------------------|----------------|-------|-------|
| 三重県内 | 34.3% | 28.5% | 10.7% | 26.5% |
| 三重県外 | 25.2% | 31.4% | 9.3% | 34.1% |

③ 結婚・交際時に表れる人権問題

- 身元調査に対する考えは、「相手の家族の病歴や障がいの有無」について、「感じはよくないが必要だ」は46.3%で、前回調査と比較して5.2ポイント増えました。「同和地区の人であるかどうか」は、「調べるのは当然だ」と「感じはよくないが必要だ」を合わせた割合は43.9%でした。
- 「同和地区出身者」との結婚について、「まったく問題にしない」と「迷いながらも結局は問題にしない」を合わせた割合は71.5%で、前回調査より7.1ポイント増えました。また、「考え直すように言う」と「迷いながらも、結局は考え直すように言うだろう」を合わせた割合は26.4%で、前回調査より5.9ポイント減りました。

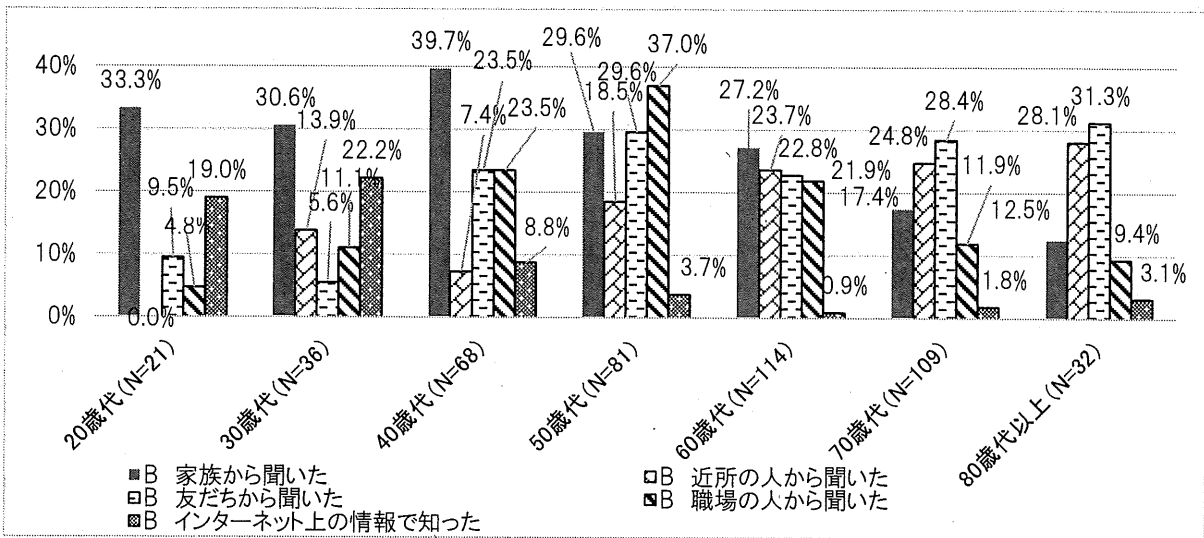
④ 不動産の建設や取引時に表れる人権問題

- 障がい児・者の生活施設の建設計画に対する反対運動について「人権を侵害している」は52.1%で、年齢階層別では、70歳代は8.3ポイント、80歳代以上は16.5ポイント、平均値より低くなっています。
- 家主が賃貸マンションを貸す際、外国人、障がい者、高齢者であることを理由に断ることを「人権を侵害している」とする割合は44.4~50.7%でした。今後も、一人ひとりがそれぞれの個性や多様性を認め合い、地域で共に暮らす共生社会の実現に向けた啓発が必要です。
- 「同じ小学校区内に同和地区がある」不動産購入について、「まったくこだわらないのでその家を買う(借りる)」と「こだわりはあるが条件がよければ買う(借りる)」を合わせた割合は83.1%でした。また、「物件(住宅)が同和地区内にある」と「外国人の集住地域が近くにある」については、「どれだけ条件がよくても買い(借り)たくない」が、それぞれ30%程度でした。

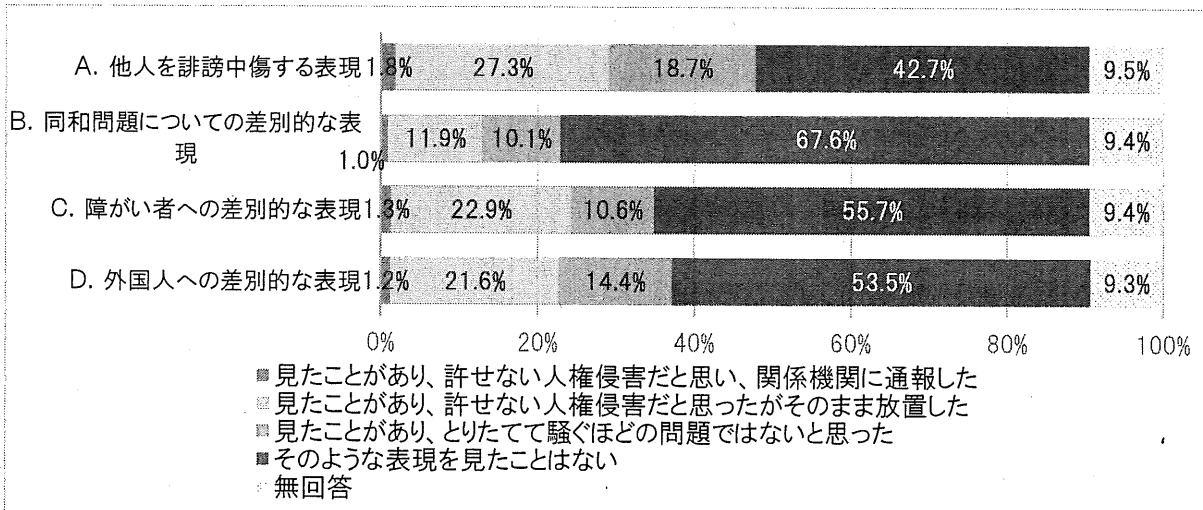


⑤ 個別の人権問題、今日的な人権問題

- 最近5年間で「同和地区の人はこわい」という話を「聞いたことがない」は53.1%で、前回調査より9.5ポイント増えました。また、聞いたときに「疑問に思った」は11.3%、「反発を感じた」は3.7%でした。この話の入手経路は、「家族から聞いた」「友だちから聞いた」「職場の人から聞いた」「近所の人から聞いた」などとなっています。入手経路を年齢階層別にみると、40歳代以下で「家族から聞いた」、60歳代以上で「近所の人から聞いた」、40歳代以上で「友だちから聞いた」、50歳代で「職場の人から聞いた」、30歳代以下で「インターネット上の情報で知った」の割合が高くなっています。このことから、年齢階層に応じた、さまざまな手法による啓発で知識やスキルを身につけ、実践行動力を高める必要があります。



- インターネット上での「他人を誹謗中傷する表現」を「見たことがある」は47.8%でした。また、「同和問題についての差別的な表現」については「そのような表現を見たことがない」が67.6%で他の表現よりも割合が高くなっています。差別的な表現について、「関係機関に通報した」はそれぞれ2%未満となっています。



- 性的指向や性自認に関わる人々についてどのような問題が起きていると思うかについては、「差別的な言動をされること」が47.1%、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」が46.9%などでした。このことから、多様な性的指向・性自認について社会の理解促進を図るとともに、相談体制の充実を図る必要があります。
- ヘイトスピーチの感じ方について、「表現の自由の範囲内のことであり、許されることだ」と「ヘイトスピーチをされる側に問題があり、仕方のないことだ」を合わせた割合は24.8%でした。年齢階層別では、20～30歳代で「表現の自由の範囲内のことであり、許されることだ」が、40～50歳代で「人権を侵害しており、許されないことだ」が平均値より高く、80歳代では「ヘイトスピーチをされる側に問題があり、仕方のないことだ。」が多くなっています。

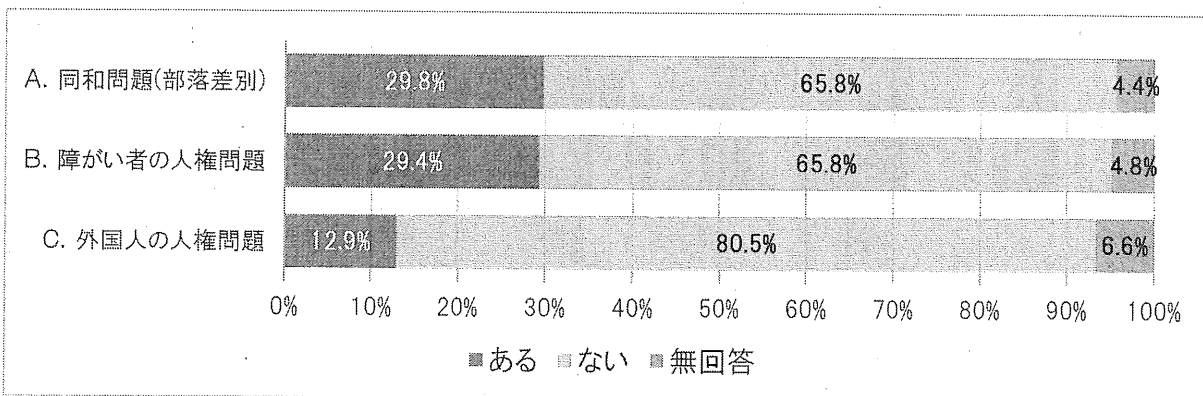
| | 許されないこと | 許されること | 仕方のないこと |
|---------|---------|--------|---------|
| 総数（平均値） | 69.4% | 18.2% | 6.6% |
| 20歳代 | 70.0% | 26.7% | 3.3% |
| 30歳代 | 69.0% | 25.6% | 3.9% |
| 40歳代 | 80.3% | 14.8% | 4.4% |
| 50歳代 | 79.7% | 12.8% | 5.8% |
| 60歳代 | 68.8% | 19.5% | 7.7% |
| 70歳代 | 64.5% | 16.5% | 7.4% |
| 80歳代以上 | 47.5% | 17.8% | 12.9% |

- 「ヘイトスピーチ解消法」の「内容（趣旨）を知っている」は、ヘイトスピーチは「人権を侵害しており、許されないことだ」と感じる割合が高くなっています。このことから、「ヘイトスピーチ解消法」の内容(趣旨)についての啓発が必要です。

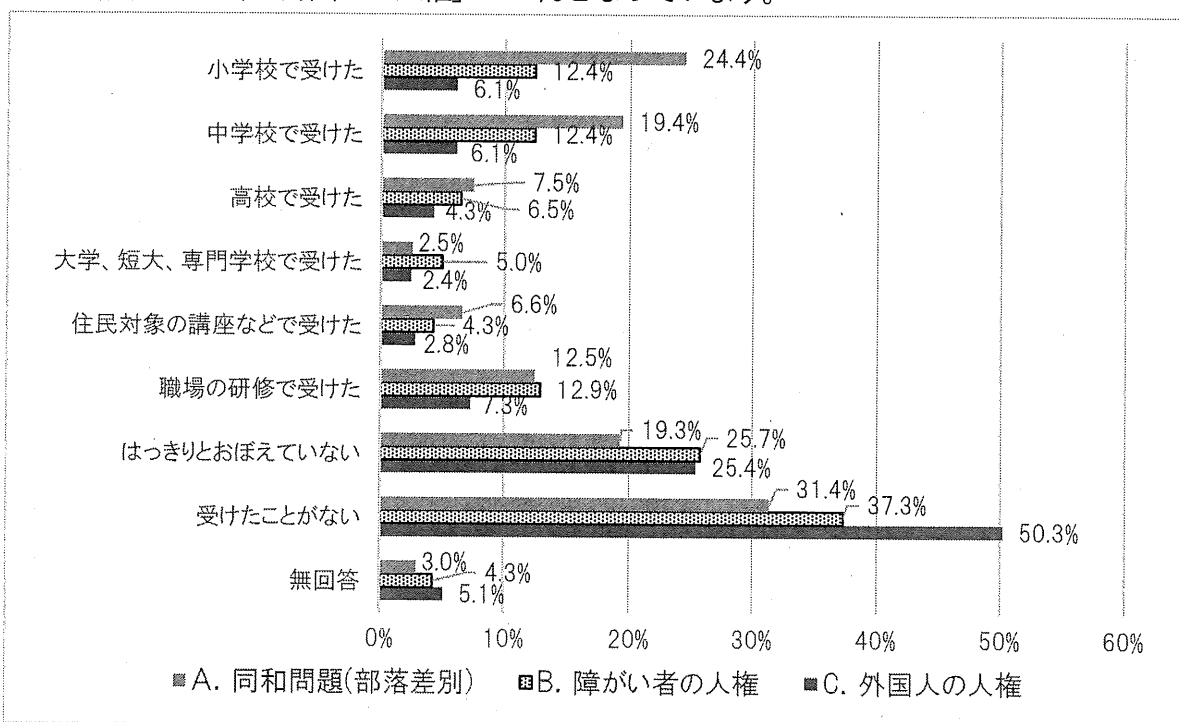
| | 許されない | 許される | 仕方のない | 無回答 |
|--------------|-------|-------|-------|------|
| 内容（趣旨）を知っている | 81.3% | 8.8% | 6.6% | 3.8% |
| 知らない | 69.3% | 17.5% | 6.8% | 6.5% |

⑥ 人権啓発、人権教育の経験

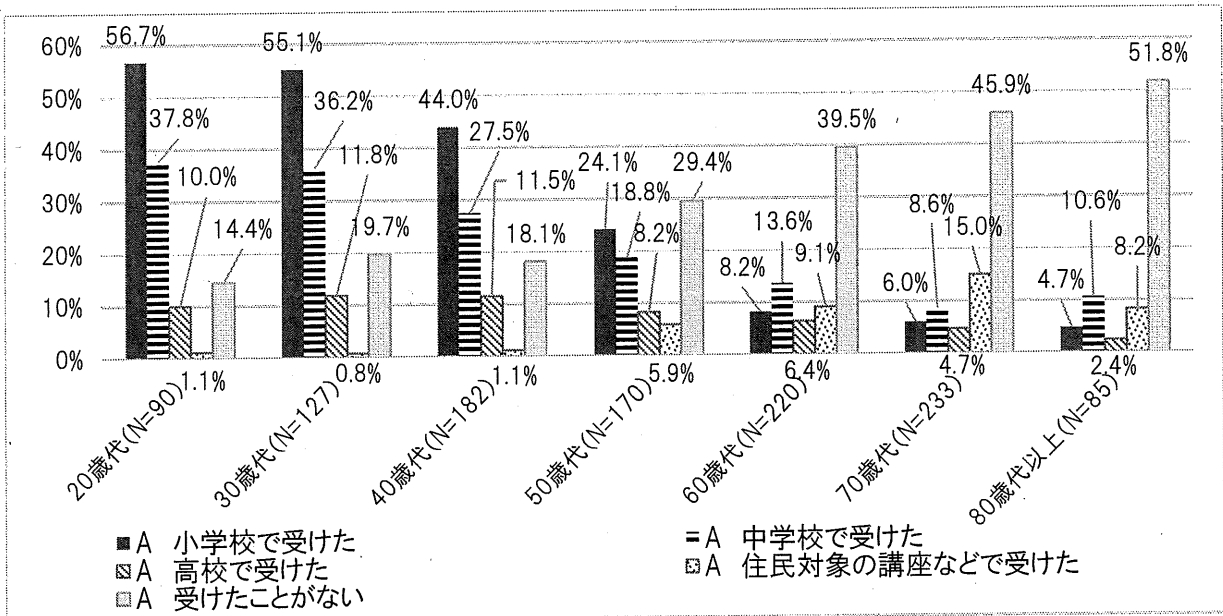
- 人権問題の解決に熱心な人との出会いは「同和問題」「障がい者の人権問題」は3割程度が「ある」と回答しています。「外国人の人権問題」では12.9%となっています。



- 人権学習を受けた経験では、「受けたことがない」が「同和問題」31.4%、「障がい者の人権」37.3%、「外国人の人権」50.3%となっています。



- 「同和問題(部落差別)」についての学習を受けた経験の年齢階層別では、概ね若年になるほど「小学校で受けた」「中学校で受けた」「高校で受けた」が高くなっており、「小学校で受けた」は30歳代以下では過半数を占め、「中学校で受けた」は30歳代以下で3分の1以上、「高校で受けた」は40歳代以下で1割強となっています。「住民対象の講座などで受けた」は70歳代で15%程度と、他の年齢階層と比較してやや高くなっています。さらに、概ね年齢が高くなるほど「受けたことがない」の割合は高くなり、80歳以上では過半数を占めています。



- 最近5年間に講演会や研修会に「一度も参加したことがない」は83.4%で、前回調査より5.6ポイント増えました。その理由は「講演会・研修会が開催されていることを知らなかった」(37.6%)、「関心がない」(33.1%)、「時間や場所の問題で参加できなかった」(14.2%)の順となっています。
- 講演会等の不参加理由を年齢階層、居住地域別にみると、「講演会・研修会が開催されていることを知らなかった」は20～40歳代と東紀州地域、「時間や場所の問題で参加できなかった」は60歳代と伊勢志摩地域、「関心がない」は20歳代、「人権については十分に理解している」は80歳代以上がそれぞれ高くなっています。

| | 知らなかった | 時間や場所の問題 | 関心がない | 十分に理解している | その他 | 無回答 |
|---------|--------|----------|-------|-----------|------|------|
| 総数(平均値) | 37.6% | 14.2% | 33.1% | 8.6% | 3.3% | 3.2% |
| 20歳代 | 49.4% | 8.6% | 38.3% | 1.2% | 2.5% | 0.0% |
| 30歳代 | 46.9% | 8.0% | 35.4% | 5.3% | 2.7% | 1.8% |
| 40歳代 | 47.7% | 11.1% | 31.4% | 2.0% | 5.2% | 2.6% |
| 50歳代 | 32.6% | 16.7% | 36.2% | 7.2% | 6.5% | 0.7% |
| 60歳代 | 32.1% | 20.9% | 29.9% | 11.2% | 2.1% | 3.7% |
| 70歳代 | 31.3% | 16.4% | 33.3% | 12.3% | 1.0% | 5.6% |
| 80歳代以上 | 29.8% | 10.7% | 28.6% | 20.2% | 3.6% | 7.1% |
| 北勢地域 | 38.8% | 13.1% | 35.0% | 7.4% | 2.9% | 2.7% |
| 中南勢地域 | 37.2% | 13.8% | 31.6% | 9.5% | 4.3% | 3.6% |
| 伊勢志摩地域 | 31.7% | 19.2% | 35.6% | 7.7% | 2.9% | 2.9% |
| 伊賀地域 | 34.4% | 18.0% | 27.9% | 11.5% | 3.3% | 4.9% |
| 東紀州地域 | 42.9% | 17.9% | 21.4% | 8.9% | 3.6% | 5.4% |

⑦ 人権侵害の経験と対応

- 最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じた割合は11.2%で、その理由は、「女性または男性であること」が21.1%で最も多く、他には「障がい者」12.5%、「国籍、人種、民族」8.6%、「同和問題」5.5%、「性的指向・性自認」3.9%、「アイヌの人びと」2.3%などでした。その時の対応は「相手に抗議した」が15.6%で、前回調査より13.3ポイント減りました。また、「何もせず、がまんした」は46.9%で、前回調査より8.7ポイント増えました。
- 「何もせず、がまんした」の人権侵害理由は、「女性または男性であること」「年齢」「職業」などでした。

該当者数 60(複数回答数 95)

| | | | | | |
|----------|-------|------------|-------|--------|-------|
| アイヌの人びと | 1.7% | 災害避難者 | 1.7% | 年齢 | 23.3% |
| 外見 | 5.0% | 障がい者 | 10.0% | 犯罪被害者 | 3.3% |
| 学歴 | 6.7% | 職業 | 18.3% | 病気 | 6.7% |
| 経済的困難、貧困 | 5.0% | 女性または男性 | 28.3% | ホームレス | 1.7% |
| 刑を終えた人 | 1.7% | 性的指向・性自認 | 5.0% | 答えたくない | 13.3% |
| 国籍、人種、民族 | 11.7% | 同和問題(部落差別) | 5.0% | その他 | 10.0% |

3 まとめ

- 最近5年間の県や市町などが主催する人権に関する講演会・研修会に3回以上の参加経験がある人、人権問題の解決に熱心に取り組む人との出会いのある人は、「三重県は人権が尊重された社会になっている」と感じる割合が高く、また、個別の人権課題に関する質問においても人権を尊重する意見を選択する割合が高くなっています。このことをふまえ、人権啓発事業への参加促進や内容の工夫が重要です。
- 前回調査以後、身元調査や土地差別等の事例を取り上げた啓発に取り組んだ結果、一定の改善がみられたことから、具体的な個別の人権問題に学ぶ取組を継続していく必要があります。
- 同和問題（部落差別）については、結婚相手の身元調査を必要とする意識や結婚差別、土地差別など同和地区への偏見や差別意識は改善しつつあるものの、依然として残っていることがうかがえます。今後も、「部落差別解消推進法」をふまえ、さまざまな手法を工夫しながら、同和問題（部落差別）についての正しい理解と認識を深める啓発に取り組んでいく必要があります。
- 性的指向や性自認に関わる人権問題については、社会の理解促進を図るとともに、性的指向・性自認に関する相談窓口の周知を行う必要があります。
- ヘイトスピーチへの意識については、「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度を上げるとともに、内容（趣旨）まで周知していくことで、ヘイトスピーチが許されないものであることへの理解を促進する必要があります。

- インターネットによる人権侵害については、インターネット上での人権問題に関する啓発活動を継続するとともに、差別事象や人権侵害の監視に関する体制づくりや削除行動についての啓発を進めていく必要があります。
- 研修会等への参加経験のない人に参加してもらえるよう、開催告知の方法や参加しやすい時間や場所を設定することなど、開催方法の工夫をするとともに、人権問題に関心のない人に講演会・研修会に参加してもらうため、年齢階層や家族構成等を考慮し、多角的に人権問題を考えることができるような内容の設定に取り組んでいく必要があります。
- 多様化、複雑化する人権相談に的確に応じていくため、相談員の資質向上や相談機関相互の協働・連携の強化を図るとともに、相談内容に応じた窓口と利用方法の一層の周知に努める必要があります。また、相談窓口の周知にあたっては、がまんせずに気軽に利用いただきたい旨を認識していただく必要があります。